

2010年10月 日

各市町村長 様  
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 徳田 秋  
名古屋市熱田区沢下町9-7  
労働会館東館3階301号

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

### 【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### ★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。
- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。
- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

#### 【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

##### 【回答】

保険料の単独減免制度については、平成18年度より実施しています。

- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

##### 【回答】

利用料の単独減免制度については、平成19年度より実施しています

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

##### 【回答】

弥富市としては、①適切なケアマネジメントを行った上で、②医療機関のスタッフによる対

応が難しく、③利用者が介助を必要とする心身の状態であることをサービス担当者会議で検討した結果を記録し、その写しを市役所に提出してもらおうよう5月の介護保険サービス調整連絡会議においてお願いしました。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

【回答】

市内に特別養護老人ホーム2箇所、地域密着型サービス施設3箇所、特定施設入居者生活介護施設2箇所(うち1箇所は現所在地元と協議中)整備しているが、特別養護老人ホームでは入所待機者が多く、重要な課題と考えている。海部圏域で広域的にその整備推進を図っていききたい。市の権限による地域密着型サービスの整備については今後利用のニーズを見極めながら、民間活力を取り入れた施設整備等の拡充に努めていきます。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

【回答】

平成21年10月サービス提供分より「介護職員処遇改善交付金」制度が介護職員の処遇改善を進める目的で始まっております。介護職員の処遇改善が進めば、人材の確保にもつながりますので、今後も国県の動向を見守ってまいります。財政的な支援については、他業種との均衡を阻害することから考えておりません。

## (2)高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

【回答】

昼食の配食サービスを平成8年度より実施しており、週1回(土曜日)の実施を平成19年度より月曜日から土曜日までの中で週5回に変更し、健康の保持と安否確認も含めて実施しています。料金については実施当初より引き上げておりません。

会食方式についても、現在総合福祉センターの喫茶室で使用できるチケット(利用券)を交付し、引きこもりの予防としていますし、また社会福祉協議会が年3回市内の一人暮らしの高齢者の方を対象に、ふれあい昼食会も実施し交流していただいています。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

【回答】

現在民生委員による見守り活動を実施しておりますが、生活支援については介護保険の利用をお願いします。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

【回答】

現在市内を巡回するコミュニティーバスを有料で運行しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

【回答】

介護予防につながる重要な施策と考えますが、援助等については現在は考えていません。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

【回答】

現在は考えておりません。

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

【回答】

平成19年度に制定した『要介護認定高齢者に係る障害者控除対象者認定書交付事務処理要領』により認定基準を定めています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

【回答】

すべての要介護認定者に障害者控除対象者認定申請書を個別に送付し、認定者に障害者控除対象者認定書を送付しています。

## 2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

【回答】

全ての後期高齢者医療対象者の医療費の自己負担の無料化は、多くの財源が必要になりますので出来ません。しかし、現在、後期高齢者福祉医療費給付金は、住民税非課税のひとり暮らし高齢者や自立支援医療費受給者(全疾病)についても福祉給付金の対象として拡大しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

【回答】

広域連合においては、資格証の交付基準が決められていますが、弥富市は短期証で対応しています。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

【回答】

法律では、後期高齢者医療制度の加入については、65歳から74歳までの方は、選択できるようになっていますが、現在の状況は医療費の自己負担分と後期高齢者医療保険料とを比較して、後期高齢者医療制度に加入することを選択する人がほとんどです。このことは県全体で考えていかなければならない問題と考えます。

## 3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答】

18歳年度末まで医療費の無料化をすることは考えていません。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

【回答】

当市の妊産婦の公費による健診は、現在産前14回実施をしております。尚、産後は、行っていませんが、乳児に対し2回実施しております。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

【回答】

1. 4倍以下の世帯までの拡大は考えていません。

民生委員の証明は、取っていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

【回答】

給食費を無料にすることは、考えていません。

#### 4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

【回答】

国の保険制度改正に沿って、他市町村と歩調を合わせて進めていきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

【回答】

平成22年度の一般会計からの法定外繰入金は、2億3千万円を計上し、平成21年度より2千万円の増額をしています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

【回答】

この様な、18歳未満を均等割の対象にしないことは考えていません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

【回答】

所得の著しい減少やリストラ減免を行っています。また、今年度より、申請日の前3月の合計収入金額の平均が生活保護基準に基づき算出した保護開始時の要否判定に用いられる最低生活費の100分の110以下に内規の適用範囲を改正しました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

この様な、減免基準は考えていません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

【回答】

資格証明書は、現在のところ発行をしていません。すべて、短期証で対応していますが、分納が適正に実行されている方には普通証を交付しています。

18歳の年度末までの子どもに対しては、6が月の短期証を発行しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

【回答】

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】

分納が適正に実行されている方には普通証を交付しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

被保険者の実態を調査し適正に対処したいと考えています。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

【回答】

著しく所得が減少した場合に、生活保護における基準生活費を基準とした医療費の一部負担金の減免制度を設けています。

## 5. 障がい者施策の充実について

- ★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

【回答】

国に準ずる。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

【回答】

国に準ずる。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

【回答】

サービス利用量の上限は定めていないので、事業に必要な予算を計上している。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

【回答】

国に準ずる。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

【回答】

サービス利用の制限なし。

- ②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

【回答】

ホームヘルパーの研修に関する情報提供を行うと共に、増設等計画がある場合には、県・事業所と連携を図って行きます。

## 6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

【回答】

がん検診の無料化及び実施期間について、個別は海部地区6市町村統一で実施しているため調整が必要となってきます。又、女性のがん、胃がん、肺がんは集団も行っています。尚、歯周疾患健診は無料で通年行っています。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

【回答】

当市では30代検診を行っていますが、自己負担を1,000円としております。

自己負担につきましては、特定健診との整合性をとるためであります。

## 7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの

任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

【回答】

子宮頸がんワクチンは、国が来年度より行う予定でありますので、その国の内容にそったかたちで行う予定です。

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは一定の支援ができるよう関係機関との調整を進めたい。

高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、現時点では考えていない。乳幼児対象の小児用肺炎球菌ワクチンを優先させたい。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

【回答】

市長会を通じ要望しています。

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】

生活保護法の基準に準じて実施している。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

【回答】

就労支援員を新たに配置し、きめ細かな支援を図っている。

### **【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

#### **1. 国に対する意見書・要望書**

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ② 後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦ 障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

#### **2. 愛知県に対する意見書・要望書**

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ② 後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③ 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤ 国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥ 精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

#### **3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書**

- ① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上